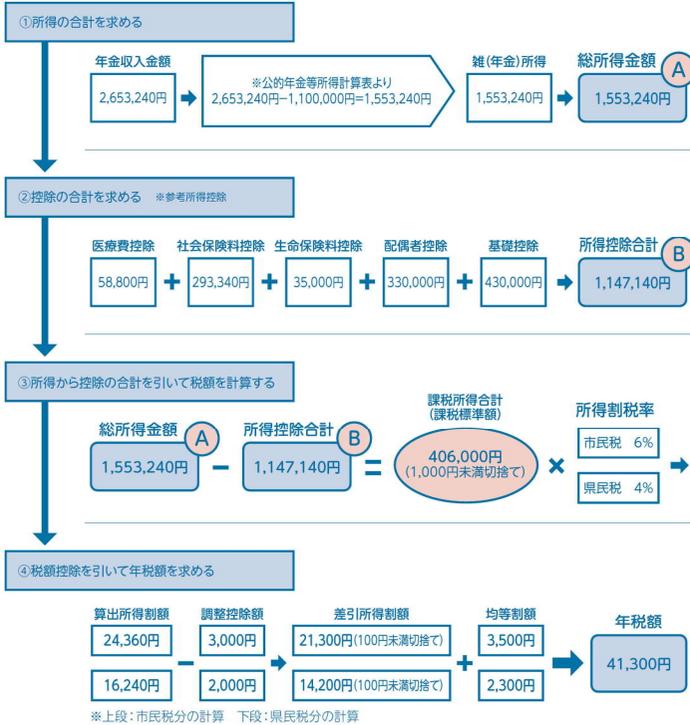




## 8. 税額の計算例

明石 太郎さん（昭和29年8月1日生まれ 67歳）の例で計算してみましょう。  
 家族構成 本人、妻（62歳） 所得なし  
 年金収入 2,653,240円  
 控除金額 医療費支払額136,462円 国民健康保険料（介護保険料含む）293,340円 生命保険料支払額（旧契約一般）115,400円



## 9. 納税の方法について

- 給与からの特別徴収  
会社等給与支払者が納税義務者の毎月（6月～翌年5月）の給与から差し引いたものを市町村に納入する方式です（年税額を12等分します）。
- 普通徴収  
本人に送られた納付書により、年税額を4期（6月末日、8月末日、10月末日、翌年1月末日）に分割して納付（口座振替を含む）する方式です。
- 公的年金からの特別徴収  
年金保険者（厚生労働大臣等）が納税義務者の年6回（4月～翌年2月の偶数月）公的年金から差し引いたものを市町村に納入する方式です。（しおり「1. 公的年金からの特別徴収（引き落とし）制度について」をご覧ください。）
- 複数の所得がある場合の徴収  
上記の徴収を併用して納入する方式です。

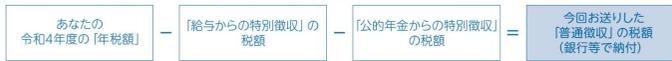
例1：「給与からの特別徴収」と「普通徴収」がある場合



例2：「公的年金からの特別徴収」と「普通徴収」がある場合



例3：「給与からの特別徴収」と「公的年金からの特別徴収」と「普通徴収」がある場合



現在、会社にお勤めで「普通徴収」の人は「給与からの特別徴収」に変更することができます。

その場合、納税通知書を勤務先の給与担当者に提示し、給与担当者を通じて市民税課へご連絡ください。ただし、令和4年4月1日現在、65歳以上の人は、公的年金等の所得にかかる税額について、給与からの特別徴収にすることはできません。

## 10. 勤務先を退職等された人へ

会社等に勤務されてる人の市民税・県民税は、本来6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から差し引かれ、会社等給与支払者が市役所へ納入することになっています（給与からの特別徴収）。この間に退職等の理由により、勤務先の給与から市民税・県民税を差し引くことができなくなった場合は、その未納額は個人で納付書により直接納付していただきます（普通徴収）。なお、普通徴収の納期は4回（6月末日、8月末日、10月末日、翌年1月末日）に分けており、原則、退職月の翌月以降に到着する納期において、未納額を納付していただきます。

例）年税額240,000円の方が8月末日で退職し、勤務先から9月に届出があった人の場合、第1期と第2期の納期が経過しているため、第3期と第4期の2回に分けて、9月から5月までの未納額180,000円を納付していただきます。

【在職中：給料からの差し引き予定額(円)】

年税額	徴収済額			未納額								
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
240,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	60,000			180,000								

【退職後：納付書により直接納付していただく額(円)】

普通徴収税額	第1期	第2期	第3期	第4期
180,000	—	—	90,000	90,000
納期	6月末日	8月末日	10月末日	1月末日

## 11. 市民税・県民税の減免制度について

次のような理由により納税が著しく困難になった人を対象に、市民税・県民税の減免申請を受け付けています。減免制度の適用を受けるには、申請が必要です。

減免申請のできる人（注）①～⑨に該当される人は、必ず、くわしい申請要件について市民税課へお問い合わせください。

- 令和3年中の給与所得に対して所得割が課税されている人のうち、令和3年中の合計所得金額が500万円以下で、次のいずれかにあてはまる。
  - 現在、雇用保険の基本手当を受給している人。（基本手当の支給が既に始まっていること。）
  - 雇用保険の基本手当を受給していた人。（基本手当の支給終了後、引き続き現在も無職であること。）
- 勤務先を退職後、現在まで3ヶ月以上無職の状態が継続している人。（雇用保険に未加入または公的年金の受給を選択したため雇用保険の基本手当を受給できない場合。）
- ①②③は給与所得に対して所得割が課税されている人を対象とするため、令和3年中の所得が公的年金収入だけの人や均等割のみ課税されている人は対象となりませんのでご注意ください。）
- 令和3年中の給与所得や事業所得に対して所得割が課税されている人のうち、退職・休職・転職・倒産・廃業・コロナ禍の影響により、令和4年中の合計所得金額が令和3年中の課税等の一割所得を除く合計所得金額と比べ5割以下に減少している人。（令和3年中の合計所得金額が500万円以下であること。）（注）（令和4年中1年間所得が確定した時点で、令和3年中の所得と比較して5割以下に減少しているか判定するため、令和4年中は減免の申請はできませんのでご注意ください。）
- 疾病及び天災・事故等による負債のため、3ヶ月以上引き続き入院または通院の状態で、3ヶ月以上無収入の状態が続いている人。（令和3年中の合計所得金額が500万円以下であること。）（注）
- 納税義務者が死亡し、納税義務を承継した相続人のうち、納税が著しく困難であると認められる人。（相続人が納税義務者の事業を継承していないこと、納税義務者・相続人ともに令和3年中の合計所得金額が500万円以下であること。）（注）
- 令和4年1月1日現在、障害者・未成年者・寡婦またはひとり親に該当し所得割が課税されている人のうち、令和3年中の合計所得金額が155万円以下の人。（注）
- 災害により被害を受けた人。（注）
- 生活保護法による生活扶助を受けている人。（注）

ご持参いただくもの

- ①の①、②に該当する人・・・□令和4年度市民税・県民税納税通知書 □雇用保険受給資格者証
- ①の③に該当する人・・・□令和4年度市民税・県民税納税通知書 □退職日が確認できる書類（市民税課へお問い合わせください。）
- ④～⑨に該当する人・・・市民税課へお問い合わせください。

申請期限

課税される年度の3月31日まで。ただし、市長がやむをえない理由があると認めるときは、申請期限を延長できる場合があります。申請期限の延長について、くわしくは市民税課へお問い合わせください。

申請場所

明石市役所 市民税課（西庁舎1階）明石市 中町1丁目5番1号 ☎(078) 918-5013（直通）  
 大久保市民センター ・ 大久保町大塚612番地の1  
 魚住市民センター ・ 魚住町西園500番地の1  
 二見市民センター ・ 二見町東二見457番地の1

納期限までに税金を納付されない場合

- 納期限までに税金を納付されない場合には、督促状を發し、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに税金を納付されない場合には、滞納処分を受けることになりますのでご注意ください。
- 納期限までに税金を納付されない場合には、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、またはその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額またはその金額を切り捨てます。）に地方税法で定める割合を乗じて計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。

## 12. Q&A（よくあるお問合せ）

Q1 現在、明石市に住っていないのに、納税通知書が届きましたか？

A 市民税・県民税はその年の1月1日現在に居住している市町村において課税されます。令和4年1月1日は明石市に居住されていたので、令和4年度の市民税・県民税は明石市へ納めていただきます。

Q2 公的年金からの特別徴収（引き落とし）とはなんですか？

A 公的年金から差し引かれていた「個人住民税」は明石市に納めていただいていた市民税・県民税です。この制度は、納税方法を変更するものであり、新たな税金負担するものではありません。（徴収方法については、しおり「1. 公的年金からの特別徴収（引き落とし）制度について」をご覧ください。）

Q3 今年度の納税通知書に記載されている公的年金からの特別徴収（引き落とし）税額より多い金額が、4月・6月・8月に徴収されているのは誤りですか？

A 公的年金からの特別徴収制度の仕組みによるもので、計算等の誤りではありません。公的年金からの特別徴収は、仮徴収と本徴収に分かれており、4月・6月・8月については前年度の年税額の2分の1の金額を仮徴収として引き落とすこととなっています。（前年度の納税通知書に税額の記載あり。8月分は引き落としとされた税額の方が少ない場合があります。）そのため、仮徴収として引き落とされた税額よりも、今年度の納税通知書に記載された税額の方が少ない場合は、後日差額を還付させていただきます。4月・6月の差額は、7月未領から還付のご案内を順次送付し、振込依頼書の返送後、2週間程度でご指定の口座に振込まれます。また、8月に引き落としが納付書が届いた場合は9月未領の案内を予定しています。

Q4 公的年金からの特別徴収（引き落とし）がされているにもかかわらず納付書が届きましたか？

A 公的年金からの特別徴収（引き落とし）は「公的年金等所得に係る税額」のみを徴収します。公的年金等以外の所得がある人は、その所得に係る税額を納付書等（口座振替や給与からの特別徴収を含む）で納付していただきます。（しおり「9. 納税の方法について（4）複数の所得がある場合の徴収」をご覧ください。） また、前年度に公的年金からの特別徴収（引き落とし）が停止となった人は、今年度は10月からの特別徴収再開となるため、第1期（6月）と第2期（8月）は納付書等（口座振替を含む）で納付していただきます。（しおり「1. 公的年金からの特別徴収（引き落とし）制度について」をご覧ください。）

Q5 公的年金等収入が400万円以下の場合、申告不要と聞いていたのに税額が上がりましたか？

A 公的年金等収入が400万円以下の人で確定申告が不要の場合であっても、市民税・県民税の申告が必要になる場合があります。（しおり目次のとなり「所得控除（社会保険料等）の追加申告について」をご覧ください。）

Q6 公的年金等に係る市民税・県民税は給与引き落としできませんか？

A 令和4年4月1日現在65歳以上の人は、平成21年度以降の公的年金からの特別徴収制度の導入に伴い、公的年金等にかかる市民税・県民税は給与から差し引くことができなくなりましたので、公的年金からの特別徴収（引き落とし）で納付していただくこととなります。令和4年4月1日現在65歳未満の人は、公的年金等に係る市民税・県民税は給与引き落としに振り入れることができます。

Q7 パート収入が103万円以下で無税のはずなのに納税通知書が届きましたか？

A あなたの収入が102万円の場合、所得金額はパート収入102万円から55万円（給与所得控除）を控除した47万円になります。所得税は基礎控除が48万円ですので、パート収入に換算すると103万円以下はかかれません。一方、市民税・県民税（住民税）の基礎控除は43万円であり、かつ、非課税の基準額は45万円以下のため、パート収入に換算すると100万円を超えると市民税・県民税が課税されることとなります。（しおり「3. 市民税・県民税課税されない人」をご覧ください。）

パートの収入	妻に税金がかかるか		夫が配偶者控除を受けられるか		夫が配偶者特別控除を受けられるか	
	市民税・県民税	所得税	市民税・県民税	所得税	市民税・県民税	所得税
100万円以下	かからない	かからない				
100万円超 103万円以下	かかる	かからない	受けられる（※）			受けられない
103万円超 201万6千円未満	かかる	かかる				受けられない（※）
201万6千円以上	かかる	かかる	受けられない			受けられない

※夫の給与収入が1,195万円超のときは対象外になります。

Q8 昨年は働いていましたが、現在は無職であるのに納税通知書が届きましたか？

A 市民税・県民税は前年中の所得に対して課税されます。令和4年度の市民税・県民税は、あなたが働いておられた令和3年中（1月～12月）の所得を基に計算しているため、現在働いているかどうかにかかわらず、令和4年6月から納付していただくこととなります。

Q9 退職後、同時期に課税年度の異なる2通の納税通知書が届いたのはなぜですか？ 私は令和4年3月31日に退職しました。その後、6月に令和4年度の納税通知書が送られてきましたが、同じ時期に令和4年度納税通知書（令和3年度課税分）と記載された納税通知書も送られてきました。2通とも納める必要があるのでしょうか？

A 2通の納税通知書は課税年度が異なりますので、別の市民税・県民税とご理解ください。令和4年度分とは、令和3年中の所得に対する市民税・県民税です。一方、令和3年度課税分とは、令和2年中の所得に対する市民税・県民税であり、退職されたことにより4月分と5月分の給与から市民税・県民税を天引きできなくなったためにお送りしました。

Q10 サラリーマンで毎月の給与から特別徴収中であるのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？ 私はサラリーマンで毎月の給与から市民税・県民税を天引きされているのに、さらに、同じ課税年度の普通徴収の納税通知書が自宅へ送られてきたのはなぜでしょうか？

A サラリーマンで給与所得以外の所得（特に、所得税の確定申告をされた「不動産の譲渡による所得」など）を有する場合には、税額が大きくなるため、特別徴収の給与所得以外の所得分について、普通徴収の納税通知書で納めていただくようお送りしました。なお、この納税通知書では、「1年間の税額の合計」から「特別徴収による税額」を差し引いた「残りの税額」を納付していただくこととなっています。

Q11 税額控除（寄附金税額控除額、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額）が適用されていないのですが？

A 市民税・県民税で控除対象となる寄附金（ふるさと納税等）を確定申告書で申告している場合は、確定申告書A第二表「住民税に関する事項」（確定申告書B第二表「住民税・事業税に関する事項」）の「寄附」欄に対象となる寄附金額の正しい記入がないと市民税・県民税で控除を受けることができません。 また、配当所得や株式等譲渡所得を申告しており、特別徴収された住民税（配当割額・株式等譲渡所得割額）がある場合も、確定申告書第二表の「配当割額控除額」、「株式等譲渡所得割額控除額」欄に特別徴収された住民税（配当割額・株式等譲渡所得割額）の記入がないと控除を受けられません。 なお、確定申告書に記入することとなった場合は、市民税・県民税の申告書で「寄附金税額控除」や「配当割額控除額」、「株式等譲渡所得割額控除額」を申告していただくことで控除を受けることができますので、ご相談ください。

その他留意点 市民税・県民税の算定において上場株式等に係る配当所得や譲渡所得等を反映するためには、確定申告書及び市民税・県民税の申告書提出に期限がありますのでご注意ください。